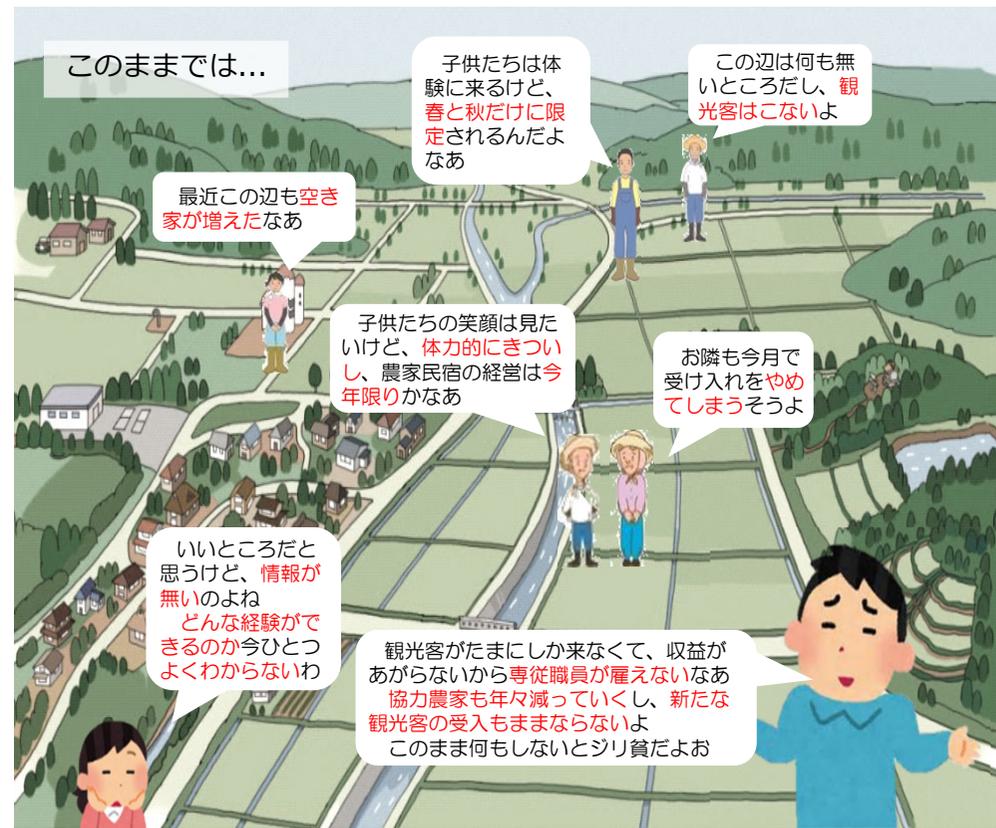


農泊の施策と可能性

農林水産省 農村振興局
都市農村交流課 農泊推進室

従来の都市農村交流と「農泊」のねらい

- 農山漁村地域の持続的な発展のために、ビジネスとして実施できる体制を創出し、農山漁村への長時間の滞在と消費を促すことにより地域が得られる利益を最大化し、農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るとともに、農山漁村への移住・定住も見据えた関係人口創出の入口とする。



	従来	農泊
地域の目標	生きがいづくりに重点	持続可能な産業へ
資金	公費依存	自立的な運営
体制	任意協議会(責任が不明確)	法人格を有する推進組織(責任の明確化)
受入組織機能	農家への宿泊斡旋が中心	マーケティングに基づく多様なプログラム開発・販売・プロモーション・営業活動

法人を立ち上げて旅行業も登録。募集旅行もたくさん企画し、収入も増えてきたよ

そういえば最近観光客が増えたことで移住希望者も増えたなあ
業務量も増えてきたし、ウチもさらに一人職員を雇おうかな

がんばろう！

「農泊」の施策的位置づけ及び目標

- 「観光立国推進基本計画」における施策的位置づけについては以下のとおり。

「観光立国推進基本計画」

(平成29年3月28日閣議決定)

「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)において、「伝統的な生活体験と非農家を含む農村地域の人々との交流を楽しむ「農泊」の推進」が掲げられたことを受け「観光立国推進基本計画」に定められる。

ウ 滞在型農山漁村の確立・形成

農泊ビジネスの現場実施体制の構築、農林漁業体験プログラム等の開発や古民家の改修等による魅力ある観光コンテンツの磨き上げへの支援を行うとともに、関係省庁と連携して、優良地域の国内外へのプロモーションの強化を図り、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域を平成32年までに500地域創出することにより、「農泊」の推進による農山漁村の所得向上を実現する。

「観光立国推進基本計画」

(令和5年3月31日閣議決定)

第3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. (3)⑥ア 滞在型農山漁村の確立・形成

農泊を持続的なビジネスとして実施できる体制の構築、農林漁業体験プログラム等の開発や古民家の改修等による魅力ある観光コンテンツの磨き上げへの支援、優良地域の国内外へのプロモーションの強化、子どもの農林漁業体験等に関係省庁が連携して取り組む。農林漁業者と観光事業者等の関係者の連携の推進を通じて、農泊地域での年間延べ宿泊者数を令和7年度までに700万人泊とすることにより、農山漁村の活性化と所得向上を目指す。

「農泊」の推進に係る目標

- 農泊地域の展開には地域ブロック・都道府県ごとに温度差があり、まだまだ裾野の拡大の余地も大きいと推察。一方で、農山漁村地域の活性化・所得向上、移住・定住も見据えた関係人口の創出の観点からは各地域の取り組みを進化させる必要。
- 新たな目標については、新たな観光立国推進基本計画における政府全体の方針に沿いつつ、農泊地域に係る裾野の拡大・地域のコンテンツ充実・インバウンド取り込みの成果を測る指標として、令和7年度に向け、令和元年に約589万人泊であった農泊地域の宿泊者数の回復・更なる積み上げを目指す。

農泊推進に係る目標

令和7年度(2025年度)延べ宿泊者数 ⇒ **700万人泊**

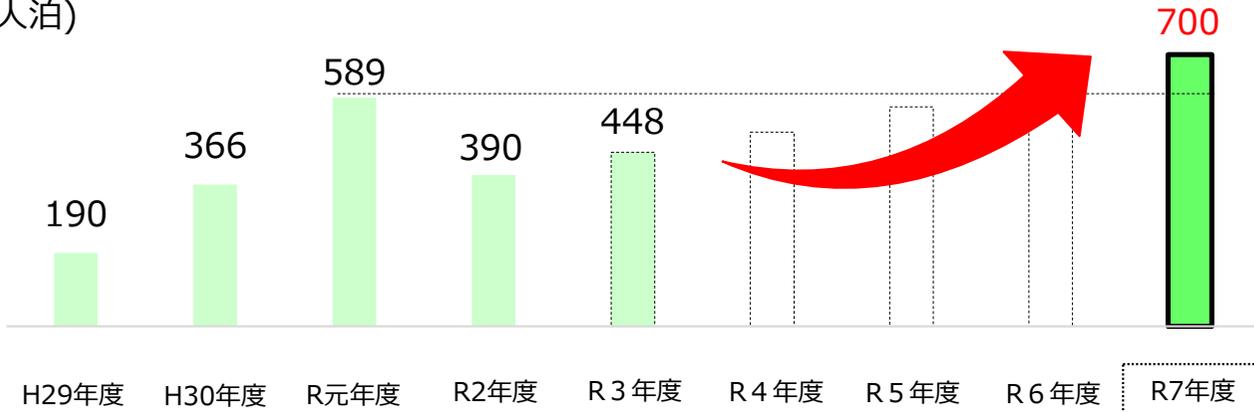
- これまでの取組の継続・強化
- 新ニーズの取り込み

- 集客力の向上
- インバウンド取り込みの拡大
- 農泊地域の拡大

○令和4年10月11日(火) 観光立国推進閣僚会議
岸田総理ご発言(抄)
「世界的な旅行需要の回復が見込まれ、大阪・関西万博が開催される2025年をターゲットに、我が国の観光を持続可能な形で復活させるため、新たな「観光立国推進基本計画」を、今年度末までに策定してください。」

農泊利用者(延べ宿泊者数)の増加

(万人泊)



(次期目標) 延べ宿泊者数
700万人泊

利用者700万人泊の所得創出(試算)

◇ 延べ宿泊者：700万人泊

◇ 関連消費：約1,060億円

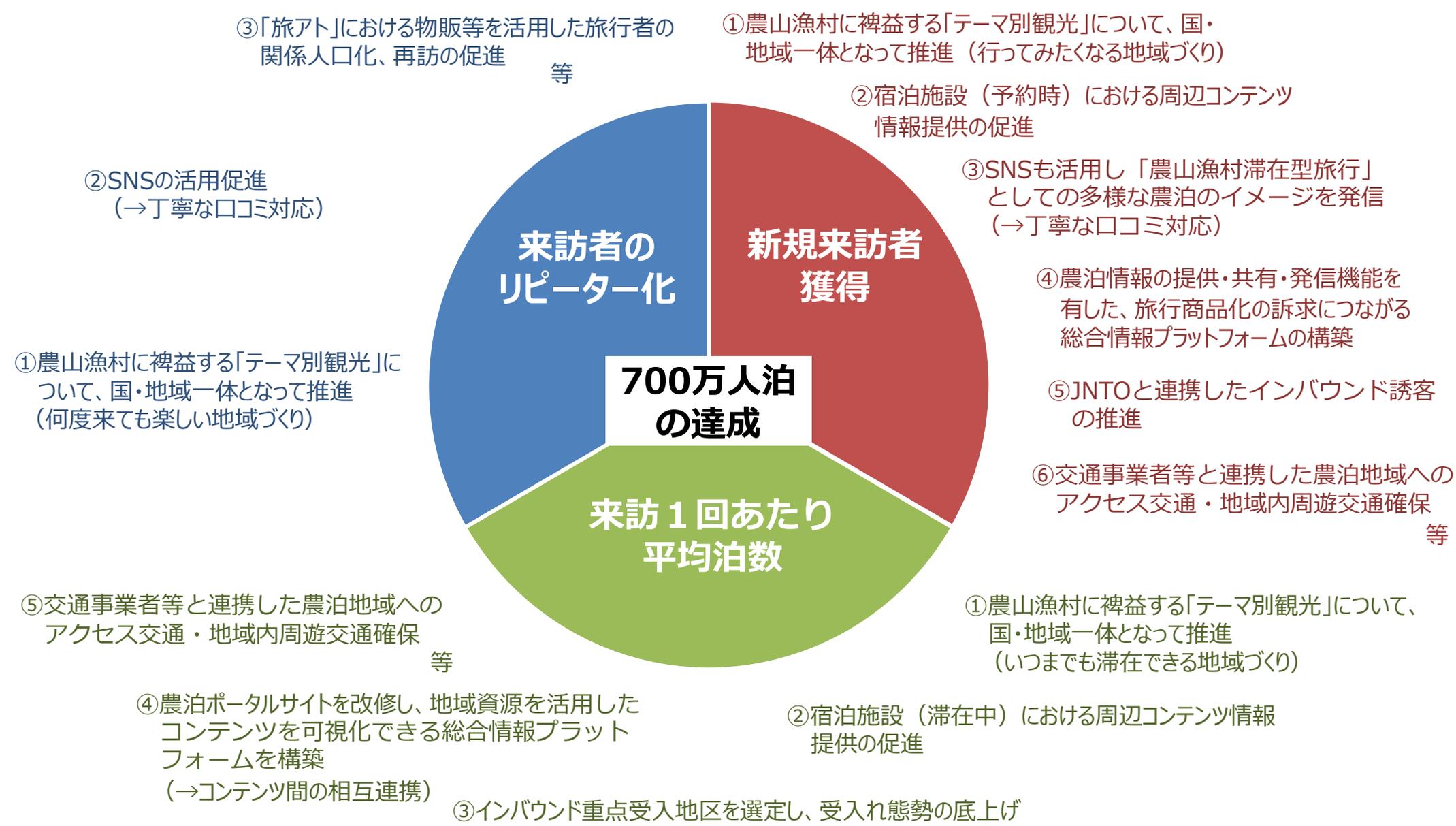
(宿泊：約580億円、食事：約300億円、体験：約180億円)

◇ 所得創出：約420億円

※ 関連消費額×付加価値率(0.4)として試算。

農泊地域700万人泊の実施を目指すための施策

○農泊地域の延べ宿泊者数を増加させる3観点（「新規来訪者獲得」、「来訪1回あたり平均泊数」、「来訪者のリピーター化」）から施策を整理すると以下のとおり。



※その他、これらの施策の実施の基盤となる地域協議会への取組持続化に向けた支援を行う。

「農泊」の施策的位置づけ

○ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」等の主要計画における施策的位置づけについては以下のとおり。

「農林水産業・地域の活力創造プラン」 (令和3年12月24日改訂) (農林水産業・地域の活力創造本部決定)

(平成28年11月29日改訂)

- 高齢化や人口減少が進行している農山漁村では、「食」をはじめとする豊かな資源を活用して新たな需要を発掘する等により、農林水産業の振興と地域の活性化を表裏一体で進める必要。
- 今後増加が見込まれる訪日外国人旅行者の受入れも含めた農山漁村への旅行者の大幅拡大を図るため、DMO等と連携し、農山漁村に賦存する資源を活用した観光コンテンツの創出、ビジネスとして実施できる体制の整備を図る。

(令和3年12月24日改訂)

- 地域で受け継がれてきた「食」をはじめとする豊かな資源を活用して新たな需要を発掘するとともに、地域の共同活動を支援し、地域全体担い手を支えることにより、農林水産業の振興と地域の活性化を表裏一体で進めていく必要がある。

Ⅲ 政策の展開方向

7. 人口減少社会における農山漁村の活性化

〔目標〕 持続的なビジネスとして実施できる農泊地区を500地区創設

V 具体的施策

9. 人口減少社会における農山漁村の活性化

- ① 農泊、農福連携、ジビエ等の地域資源を活用した農山漁村イノベーション推進等による農山漁村における所得と雇用機会の確保
 - ・ 地域の食や景観を活用した高付加価値なコンテンツの開発、古民家等を活用した滞在施設の整備等の観光コンテンツの質を向上
 - ・ 農泊の魅力の国内外への情報発信や受入地域への農泊のビジネス化を働きかけるなど、政府としてのメッセージを発信
 - ・ 漁村において漁港ストックを最大限活用した「渚泊」を推進
 - ・ 農観連携の推進協定に基づき、農山漁村の魅力と観光需要を結びつける取組を推進

「食料・農業・農村基本計画」 (令和2年3月31日閣議決定)

第3 食料、農業及び農村に関し総合的活計画的に講ずべき施策

3. (1) ②イ 農泊の推進

- ・ 農村の所得向上と地域の活性化を図るため、農泊を持続的なビジネスとして実施できる体制を持つ地域を創出し、都市と農村の交流や増大するインバウンド需要の呼び込みを促進する。地域資源を活用した食事や体験・交流プログラムの充実、利用者がストレスなくサービスを受けられる受入環境の整備や利用者のニーズに対応した農泊らしい農家民宿や古民家等を活用した滞在施設の整備を進めるほか、日本政府観光局（JNTO）等との連携による国内外のプロモーションや、専門家の派遣による地域の課題に対応した現地指導等を実施する。

「経済財政運営と改革の基本方針」 (令和4年6月7日閣議決定)

第2章 2. (3) 多極化・地域活性化の推進 (観光立国の復活)

国際交通を支える航空・空港関連企業の経営基盤強化を図りつつ、インバウンドの戦略的回復に取り組む。消費額増加や地方誘客促進のほか観光外交の推進のため、きめ細かなプロモーションを実施し、C I Q等の受入環境の整備や水際対策、外国人観光客の民間医療保険への加入促進を進めつつ、サステナブルツーリズムやアドベンチャーツーリズム、新たな観光コンテンツの創出、国立公園等の滞在環境上質化、高付加価値旅行者の誘客、クルーズの再興と世界に誇るクルーズの拠点形成、カジノ規制の実施を含めたI R整備等を強力に推進する。

「デジタル田園都市国家構想基本方針」 (令和4年6月7日閣議決定)

第3章 各分野の政策の推進

1. (5)④ i 地域資源を活用した農山漁村 (むら) づくり

・ 農泊に取り組む地域を創出し、デジタルも活用した都市と農山漁村との交流や、ワーケーション等の新たな需要及び今後のインバウンド需要回復に向けた取組を促進するとともに、世界農業遺産・日本農業遺産の認知度向上及び次世代への継承を図るため、認定地域での特産品及び観光におけるブランド力向上や、若年層における農業遺産の理解醸成に取り組む。

iii 多様な地域の資源を活用したコンテンツづくり等

(a) 多様な地域の資源を活用したコンテンツづくり等

・ 農泊らしい農家民宿や古民家、地域の食文化、棚田や漁港といった多様な地域資源等観光と異分野をつなぐ取組の推進や、訪日外国人のニーズに対応した魅力的な食体験及び情報発信等、体験コンテンツの充実等を進める。

「新しい資本主義実行計画」フォローアップ (令和4年6月7日閣議決定)

Ⅲ. 1. (1) デジタル田園都市国家の実現に向けた基盤整備 (デジタルによる中山間地等の生活環境整備・活性化)

・ 農山漁村発イノベーションのコーディネーターを派遣して、デジタル技術も活用し、2025年度までにモデル事例を300事例創出する。2022年度に農泊の地域全体のデジタル技術を活用したサービス向上や経営能力強化のための人材育成を支援する。日本型直接支払制度の集落戦略の2022年度における集中的な策定を推進するとともに、中山間地域での就農希望者に対する畜産、林業も含めた多様な複合経営に関する研修を支援し、2024年度を目途に、地域別のモデルを取りまとめ、普及させる。

(2) ②インバウンドの復活など地域の実情に応じた産業支援 (地域観光の復活に向けた支援)

・ インバウンドの多様なニーズに対応するため、文化観光拠点整備、アート市場活性化、スポーツツーリズム、農泊、ガストロノミーツーリズム、酒蔵ツーリズム等を支援する。また、コロナによる環境変化や旅行者の意識変化を踏まえ、サステナブルツーリズムやアドベンチャーツーリズムの推進、スノーリゾート形成などアウトドア・アクティビティコンテンツの造成等を支援する。

農泊推進のあり方検討会

- 平成30年度から令和元年度にかけて、令和2年以降の農泊推進施策の展開方向について幅広い視点から検討を進めることを目的とした「農泊推進のあり方検討会」を計4回開催し、令和元年6月に中間とりまとめを公表。
- その後の状況変化を踏まえた施策の今後の方向性を検討するため、令和4年12月より「農泊推進のあり方検討会」を再開。
- 令和5年後半を目途に、令和7年頃を見据えた新たな農泊推進の実行計画をとりまとめる。

委員 (五十音順・ 敬称略) オブザーバー	大江 靖雄 東京農業大学国際食料情報学部 教授	尾本 英樹 全国農業協同組合連合会 常務理事	上山 康博 (一社) 日本ファームステイ協会 代表理事	木村 宏 北海道大学観光学高等研究センター 教授
	高井 晴彦 (一社) 日本旅行業協会 国内旅行推進部長	デービッド・アトキンソン (株) 小西美術工芸社 代表取締役社長	平野 達也 (独) 国際観光振興機構 企画総室長	矢ヶ崎 紀子 東京女子大学現代教養学部 教授
	総務省、観光庁、文化庁、環境省、農林水産省外食・食文化課、林野庁森林利用課、水産庁防災漁村課			

第5回農泊推進のあり方検討会 (令和4年12月2日開催)

各農泊地域の現状

- 農山漁村振興交付金の活用により、令和3年度までに農泊地域を599地域創出し、施設・体制整備、情報発信は進んでいるが、なお裾野が広がる余地がある。また、一部の地域協議会においては実施体制の確保・継続に懸念が生じている。
- 地域の多様な主体（自治体、DMO、旅行会社等）との連携を図りながら取組を進め、延べ宿泊者数も増加している地域がある一方、取り組みの地域一体性が不十分であったり、地域や宿泊者数が伸び悩んでいる地域も存在。

課題 (抜粋)

〈コンテンツ整備〉

- 取組が持続的なものとなるような仕組みづくりや効果的な支援、地域まるごとホテルの取組への支援が必要。
- 空き家の活用や、農繁期の農作業手伝いなど地域課題の解決につながるような仕組みが必要。
- コロナ後のニーズに沿ったトレンドの周知・使いやすい予算措置等が必要ではないか。
- 温泉・国立公園・重伝建・日本遺産など、地域特性を活かした多様な取組が進むような支援が必要ではないか。

〈アクセス環境〉

- 観光の復活を見据え、JNTOとも連携しつつ、地方部・農泊地域への来訪に結びつくようなプロモーションが必要ではないか。
- 地域において、外国語やオンライン予約への対応、プロモーションを見た方がすぐに予約に移れる体制整備、予約管理システムの高度化が進むような支援が必要ではないか。

〈推進体制整備〉

- 地域協議会が観光地域づくりの拠点やランドオペレーターとしての機能をより効果的に発揮するような仕組みが必要ではないか。
- 地域おこし協力隊やJA、DMO、道の駅などとの役割整理や有機的な連携をさらに図っていく必要があるのではないか。

今後のスケジュール 6月(予定) 第7回農泊推進のあり方検討会 (令和7年を見据えた実行計画とりまとめ)

「農泊」とは

- 「農泊」とは、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」。
- 「農泊」の狙いは、宿泊・食事・体験など農山漁村ならではの地域資源を活用した様々な観光コンテンツを提供し、農山漁村への長時間の滞在と消費を促すことにより、地域が得られる利益を最大化し、農山漁村の活性化と所得向上を図るとともに、農山漁村への移住・定住も見据えた関係人口の創出の入り口とすること。
- 農林水産省ではこのように地域一体となった取り組みに対して地域協議会等へ支援をしています。

農泊における多様なコンテンツ

<地域の郷土食>



もち料理/岩手県

食

<ジビエ>



<農作業体験>



田植え体験
/栃木県大田原市

体験

<アドベンチャーツーリズム>



サイクリング
/広島県尾道市

<地域文化>



長良川上中流域 鶏飼い
/岐阜県岐阜市

宿泊

<古民家宿>



京都府南丹市

<農家民宿>



福井県鯖江市

<廃校活用施設>



鳥取県八頭町

地域協議会の枠組みにおいて地域一体となって実施

自治体・地域おこし協力隊・特定地域づくり事業協同組合
などによるサポート

立ち寄るのみだと...

滞在時間：短 → 「通過型観光」



利益は限定・局所的

宿泊・体験コンテンツが充実すると...

滞在時間：長 → 「滞在型観光」



地域の利益の最大化

- ・ 農泊を支える体制を構築する中で **地域の雇用も**
- ・ 多様な交流はリピーターを生み **移住・定住のきっかけに**

宿泊 Lodging



ゲストハウス
／北海道鶴居村



コテージ
／茨城県行方市

Other attractive accommodations



ゲストハウス
／北海道帯広市



空き家リノベホテル
／香川県三豊市



グランピング施設
／千葉県香取市



廃校活用宿泊施設
／鳥取県八頭町



農泊家庭
／大分県宇佐市



古民家リノベゲストハウス
／新潟県新潟市

Renovated accommodations



空き家リノベホテル
／広島県尾道市



古民家宿
／京都府南丹市



蔵リノベホテル
／栃木県那珂川町



古民家リノベホテル
／山梨県小菅村

Traditional farmhouses



農家民宿
／岩手県遠野市



農家民宿
／福井県鯖江市



古民家リノベホテル
／長野県南木曾村

and more...

食事 Meal

LOCAL CUISINE



そば / 長野県信濃町



グリーンカレー / 鹿児島県瀬戸内町



創作料理 / 奈良県宇陀市



海鮮料理 / 岩手県釜石市



海鮮料理 / 京都府伊根町



おしゃれな昼食 / 島根県大田市



おしゃれな朝食 / 広島県尾道市



おにぎり / 熊本県菊池市



囲炉裏料理 / 長野県信濃町



家庭料理 / 熊本県菊池市



創作料理 / 山梨県小菅村

C CREATIVE CUISINE



ちゃんこ鍋と焼き魚 / 埼玉県秩父市



郷土料理 / 福井県鯖江市

LOCAL SPECIALITY



鶏すき / 京都府南丹市



創作料理 / 香川県三豊市



おしゃれな朝食 / 島根県大田市



浜焼き / 千葉県いすみ市



お宝膳 / 京都府宮津市



川魚料理 / 愛媛県内子町



姿造り / 香川県三豊市

and more...

体験 Experience



天体観測／北海道八雲町



フラットパス
／北海道美瑛町



着付け
／鹿児島県出水市



漆器絵付け
／福井県鯖江市



ミカン狩り／鹿児島県出水市



きりたんぽづくり
／秋田県大館市



カヌー体験
／宮崎県延岡市



レイルバイクライド
／秋田県大館市



牛車体験
／鹿児島県出水市



魚掴み取り
／愛知県豊田市

FOOD



豆腐づくり
／北海道帯広市



海女さんとの対話
／三重県鳥羽市



備中神楽
／岡山県矢掛町

CULTURE



STRINGチーズづくり
／北海道鶴居村



餅つき
／岩手県遠野市

NATURE



SUP体験
／岩手県釜石市



曲げわっぱづくり
／秋田県大館市



ところてんづくり
／長野県茅野市



マカレードづくり
／和歌山県田辺市



かまくら体験
／新潟県上越市



シャワークライミング
／沖縄県東村



紙漉き
／福井県越前市

and more...

農泊地域数 (R4年度末) : 全国計 621地域

近畿 53地域

滋賀県	6	兵庫県	8
京都府	13	奈良県	12
大阪府	5	和歌山県	9

北陸 62地域

新潟県	24
富山県	11
石川県	16
福井県	11

北海道 48地域

東北 90地域

青森県	12	岩手県	15
宮城県	26	秋田県	13
山形県	12	福島県	12

中国四国 93地域

鳥取県	8	徳島県	5
島根県	15	香川県	12
岡山県	17	愛媛県	6
広島県	16	高知県	6
山口県	8		

関東 125地域

茨城県	7	栃木県	11
群馬県	11	埼玉県	6
千葉県	21	東京都	5
神奈川県	10	山梨県	14
長野県	20	静岡県	20

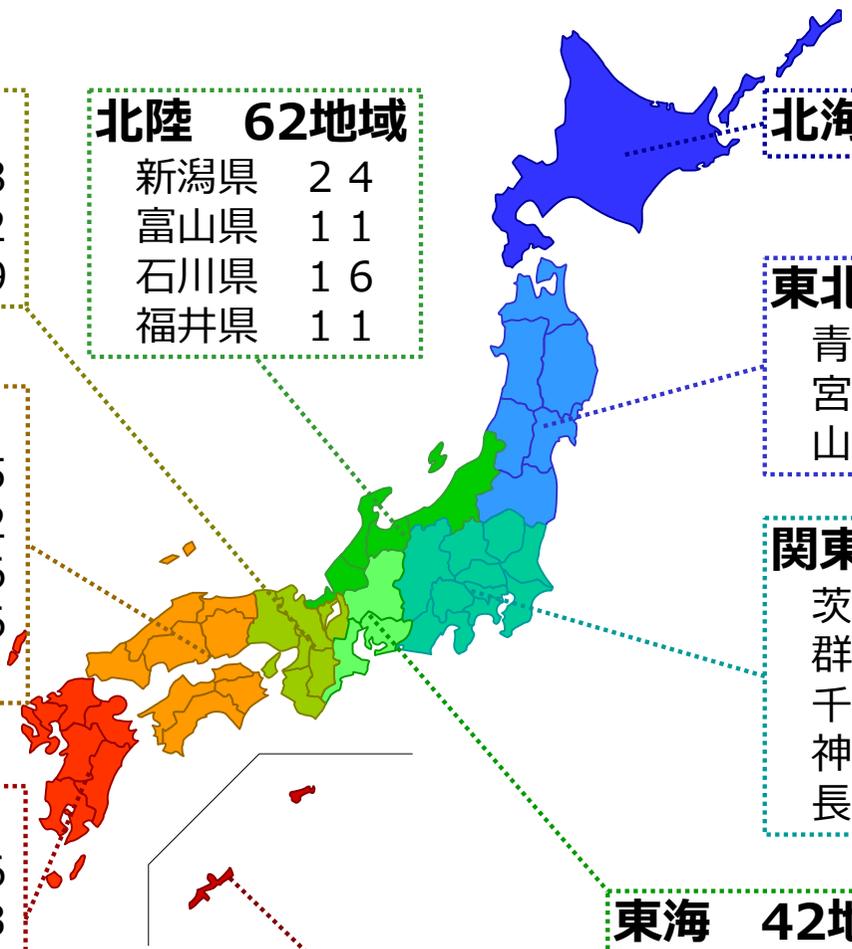
九州 96地域

福岡県	18	佐賀県	6
長崎県	10	熊本県	23
大分県	9	宮崎県	7
鹿児島県	23		

沖縄 12地域

東海 42地域

岐阜県	17	愛知県	7
三重県	18		



※農泊地域とは、農山漁村振興交付金による農泊推進の支援に採択され、農泊に取り組んでいる地域をいう。

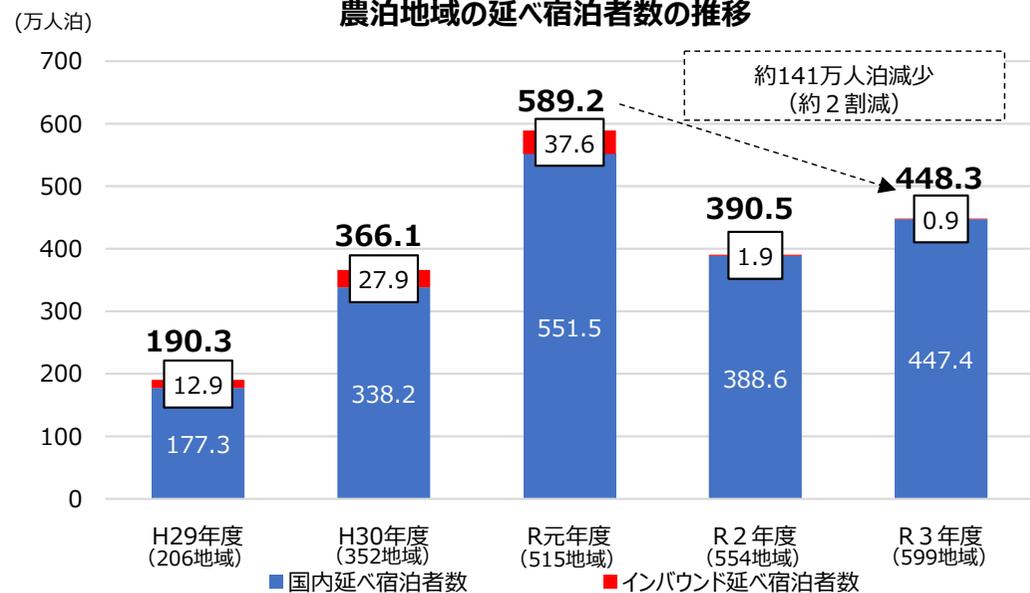
農泊推進の取組状況②

○ 農泊地域においては、コロナ禍においても地域一体となった農泊推進体制の整備、食や景観を活用した観光コンテンツの磨き上げ、ワーケーション対応等の利便性向上、古民家等を活用した滞在施設、体験施設の整備等に取り組み、コロナ禍による打撃からの回復途上にあるところ。

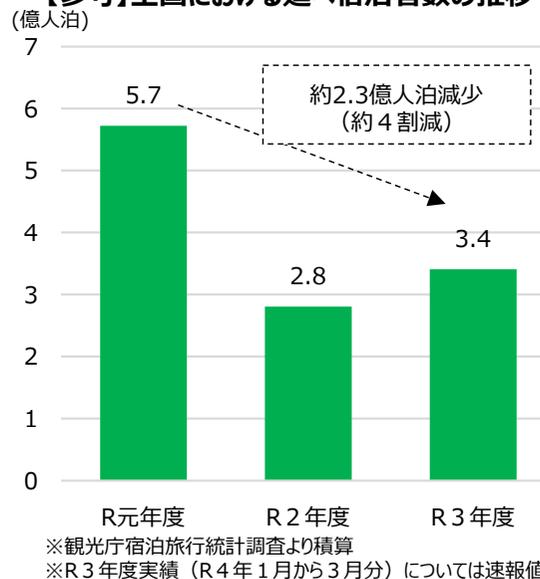
宿泊者数

- 延べ宿泊者数は、平成29年度の約189万人泊から令和元年度には約589万人泊まで増加したものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和2年度には約390万人泊にまで減少。令和3年度は若干回復したものの、令和元年度と比較し2割減。
- インバウンドの割合は、令和元年度の6.4%に対して令和3年度は0.2%と回復していない状況。

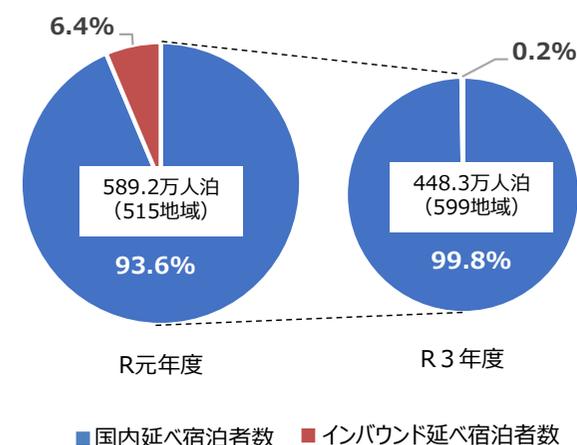
農泊地域の延べ宿泊者数の推移



【参考】全国における延べ宿泊者数の推移



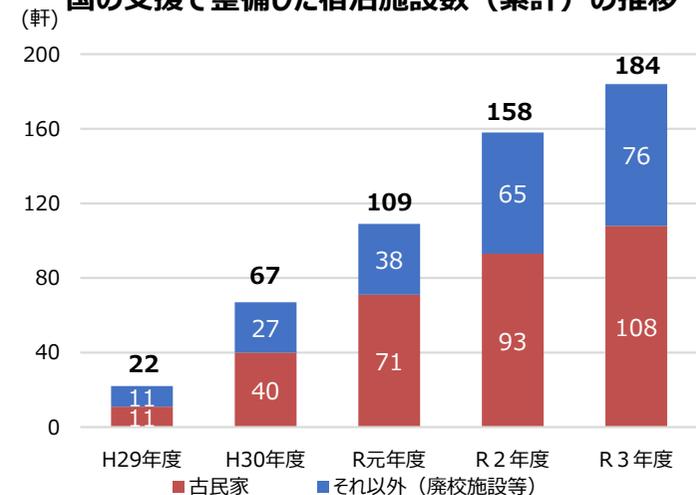
R元年度及びR3年度におけるインバウンド宿泊者数の割合



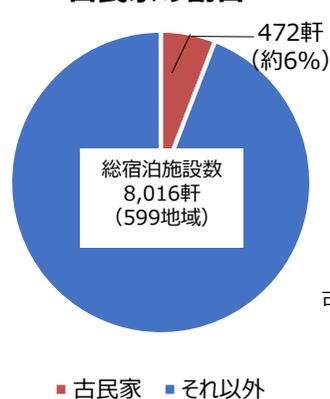
宿泊施設

- 国が支援して整備した古民家は、平成29年度の11軒から令和3年度 (累計) には108軒へ約10倍に増加。
- 全体宿泊施設数における旅館業法等の許可を得ている施設の割合は平成29年度の63%から令和3年度では76%に増加。

国の支援で整備した宿泊施設数 (累計) の推移

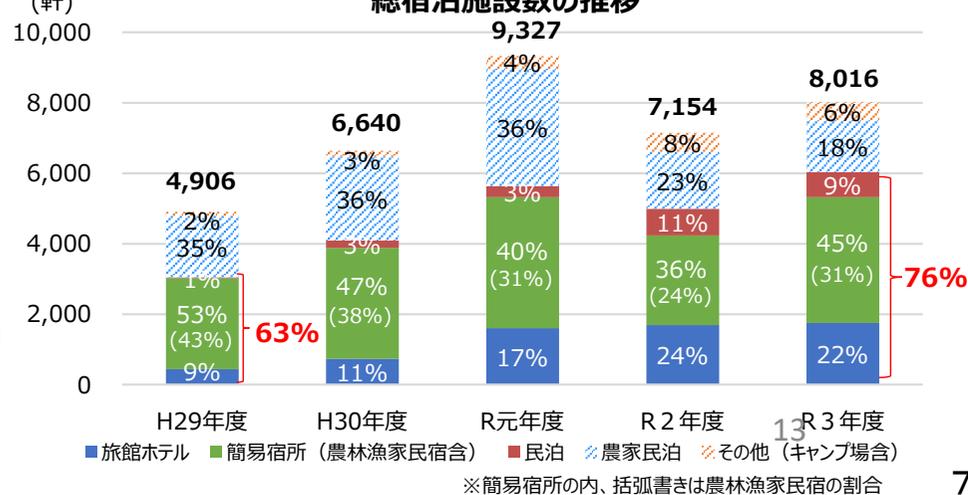


宿泊施設に占める古民家の割合



古民家宿泊施設「美十八」 (京都府南丹市)

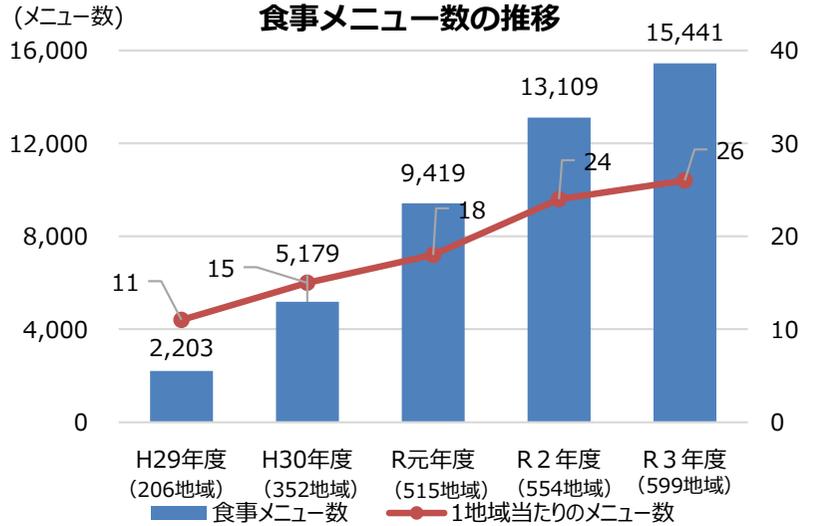
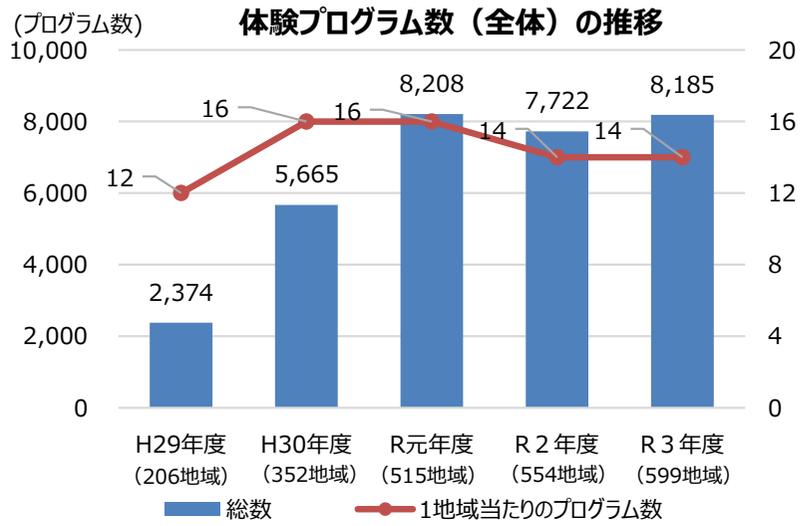
総宿泊施設数の推移



農泊推進の取組状況③

体験・食事

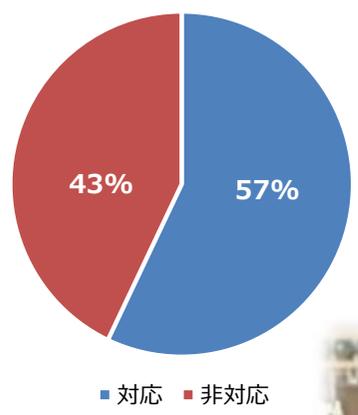
- ・農泊地域において提供する体験プログラム数は、平成29年度の2,374から令和3年度の8,185と約3.4倍に増加。
- ・食事メニュー数は、平成29年度の2,203から令和3年度の15,441と約7.0倍に増加。



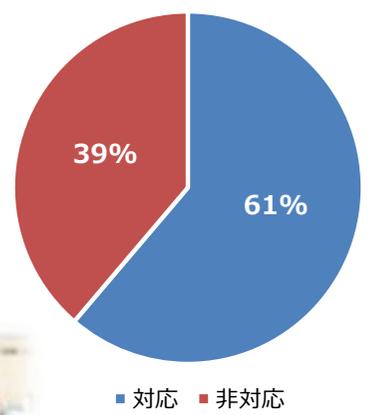
利用者の利便性の向上

・令和3年度末時点で農泊地域においてWi-Fi環境や外国語対応などのインバウンドを含むアクセス環境整備について4割から6割の整備状況となっており、利便性向上のために更なる整備が必要。

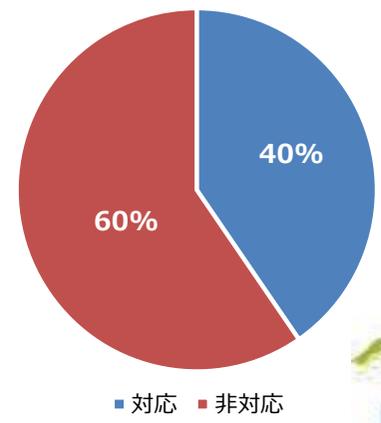
Wi-Fiの整備状況



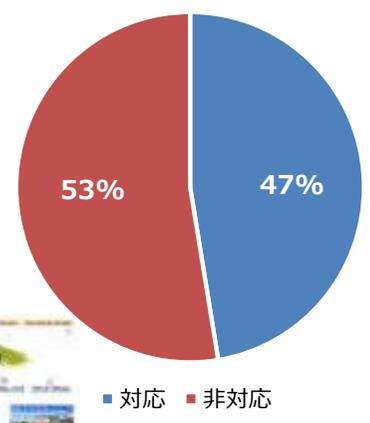
洋式トイレの整備状況



外国語対応の整備状況※



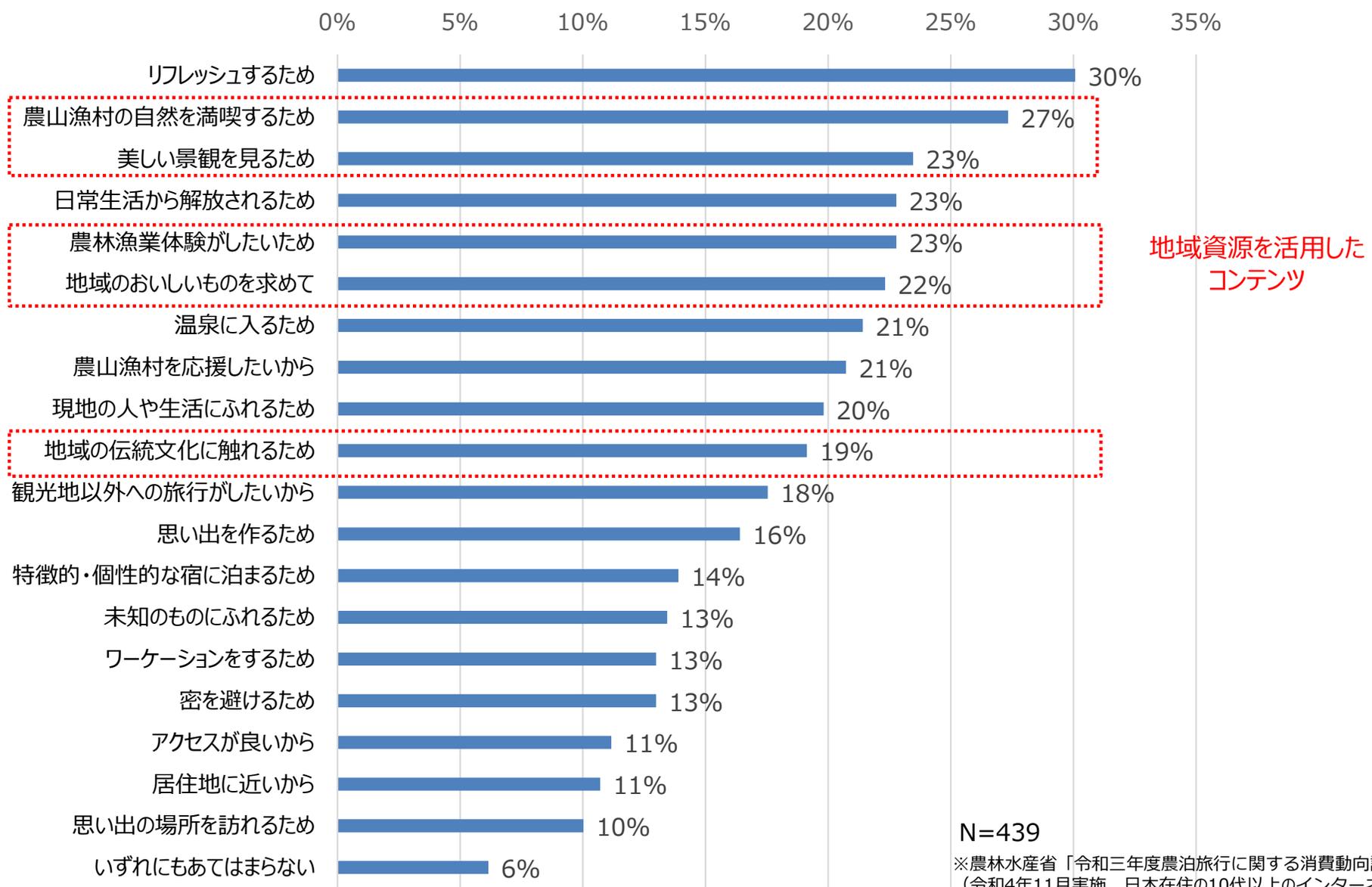
日本語でのOTA登録状況



※ 地域の宿泊施設において、1施設でも外国語パンフレット、外国語案内表示、外国語ホームページを整備している地域数

農泊を経験した人の動機・きっかけ

○令和4年度に実施した農泊を経験した人（男女439人）に対する調査によると、農泊を経験した動機・きっかけは「リフレッシュするため」が30%で最多であった。
 ○「農山漁村の自然を満喫するため」や「美しい景観を見るため」など、農山漁村地域の地域資源を活用したコンテンツを体験するために農泊を経験したいと考えている人もおり、コンテンツの磨き上げにより農山漁村地域の魅力を向上させる事が重要であると考えられる。



N=439
 ※農林水産省「令和三年度農泊旅行に関する消費動向調査」より
 （令和4年11月実施 日本在住の10代以上のインターネットモニター439人より回答）

地域協議会とは

○「農泊」の取組の実践に当たっては、自治体や観光協会をはじめ、地域の様々な組織や団体が参画する地域協議会において、地域の意思統一を図りながら進めていくことが重要です。

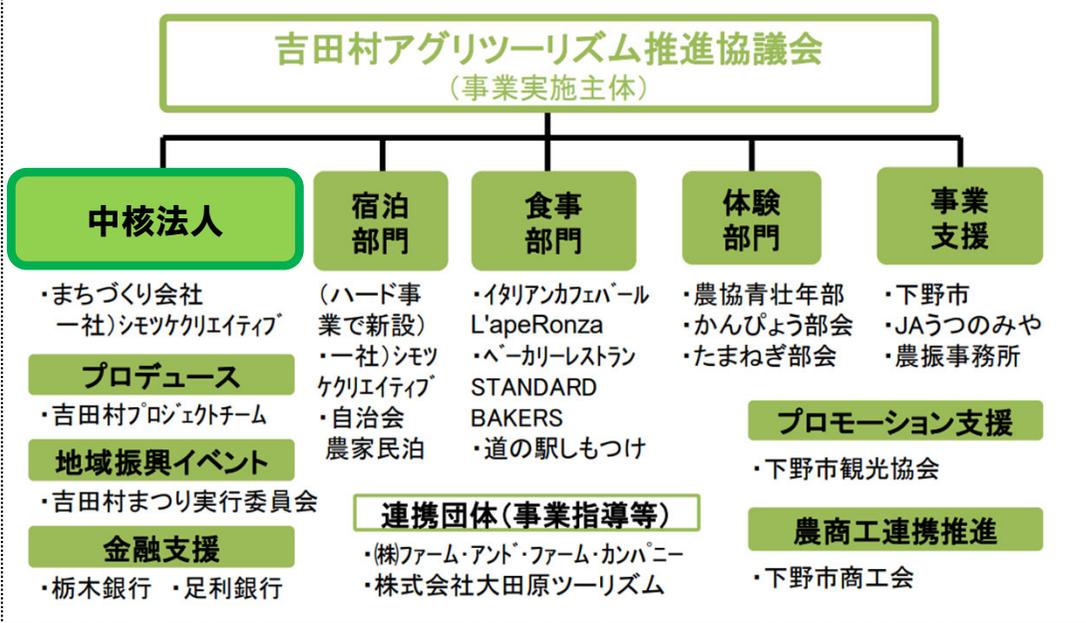
地域協議会に主に期待される役割

- 地域における農泊の取組の活動の基軸（対外的な活動単位）となること
- 地域の多様な関係者における課題共有・意見調整・意思決定の場となること
- 特に、地域としての農泊のビジョン・地域一体となって行う事柄について合意し、リーダーとフォロワーとの間でその内容を共有する場となること
- 取組の実施状況のフォローアップを行うこと

中核法人に主に期待される役割

- 責任の所在が明確化し、持続性に係る社会的信用を持つ法人としての立場において、
 - ・地域一体となったプロモーション、パッケージツアーの販売や宿泊・体験等の一括受付、誘客に係る調査分析・戦略作りなど、地域協議会単位で行うべき事柄の実務
 - ・自治体等の支援組織と適切に役割を分担しつつ、関係者の意見調整の実務を担うこと

<地域協議会の一例>



「農泊」が自立的ビジネスとして継続した運営が実践されている「めざすべき地域像」



農山漁村の所得向上 & 地域活性化の実現へ

出典：「農山漁村地域の所得向上・活性化のための農泊手引き」（株式会社百戦錬磨他）

農山漁村振興交付金（農泊推進型）でできること①

< ソフト対策 >

農山漁村振興交付金（農泊推進型）は農山漁村地域に宿泊し滞在中に食事、体験、交流を楽しむ農山漁村滞在型旅行を支援するために**農泊の運営主体となる地域協議会等へ支援**します。

農泊推進事業

【事業実施期間】2年間

【補助対象経費】

【交付率】定額（1年目、2年目ともに上限500万円/年）

人件費（臨時に雇用される事務補助員等の賃金）、報償費（謝金）旅費、需用費（消耗品、車両燃料費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、翻訳費、印刷製本費）、委託料（コンサルタント等の委託費）、**使用料及び賃借料**（会場、貨客兼用自動車、事務用機械器具等の借料等）、**備品購入費**（施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費）、**報酬**（技術員手当等）、**共済費等**（共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等）、**補償費**（借地料等）、**資材等購入費**（資材購入費、調査試験用資材費等）、**機械賃料**（作業機械、機材等賃料経費等）、**研修手当**（実践研修に要する経費の手当）

↓↓↓具体的な活用イメージ↓↓↓

農泊実施体制の構築			
コンテンツ開発 体験プログラムや食事メニュー開発など			
環境整備			
プロモーション			

加えて、このような取組にあたって必要な人材の雇用

人材活用事業

新たな取組に必要となる人材の雇用等に要する経費を支援

【事業実施期間】2年間

【交付率】定額（1年目、2年目ともに上限250万円/年）

2年間で合計1,500万円まで定額での支援が可能

農泊実施体制の構築とは・・・

農泊推進事業の完了までに、

- ・地域の農泊を運営する中核法人を中心とした**地域協議会***の設立
- ・「宿泊」「食事」「体験」の提供により、**農泊をビジネスとして実施できる体制の構築**が必要。

※実施体制の構成員に農林水産業のいずれかに関わるものを含むこと

求められる農泊推進体制

地域協議会

中核法人

※中核法人は、地域における宿泊、食事、体験等の中核を担うとともに、地域全体のマーケティングやマネジメント等の協議会構成員間の調整を行う。



市町村・中核法人



地域協議会との連携体

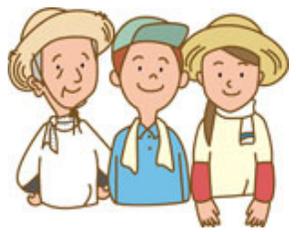


※民泊等の経営者が単独で事業を申請することは不可

< ハード対策 >

施設整備事業（市町村・中核法人実施型）

【市町村・地域協議会の中核法人等が事業を実施する場合】（事業実施期間：上限2年間）



宿泊施設や交流施設を充実させて交流人口を増やしたい。使われていない施設や廃校も有効活用したい。



空き家や古民家を宿泊施設として改修



古民家等の遊休施設を改修する場合



遊休施設を改修した宿泊施設

交付率：1/2

交付上限：5,000万円（国費）

建屋の新設及び遊休施設以外の施設を改修する場合



コテージ

一棟貸しの宿泊施設

交付率：1/2

交付上限：2,500万円（国費）

宿泊施設のほか、**農家レストラン**や**交流施設**として新設・改修する場合も交付率及び交付上限は左記と同じです。



農家レストラン

廃校舎等市町村所有の遊休施設を宿泊施設として改修する場合



廃校を改修した宿泊施設

交付率：1/2
交付上限：1億円（国費）

実施要領に示す要件をすべて満たす必要^{※1}があります。

市町村負担分は、企業版ふるさと納税が活用できます。また、一般補助施設整備等事業債の対象となるとともに、該当市町村は過疎債、辺地債の対象となります。

地域協議会を組織することが必要（事業実施主体が地域協議会以外の場合は事業完了時まで組織）

※1 実施要領に示す要件として、以下をすべて満たす必要があります。

- 対象施設について、現在使用されていない家屋、廃校舎、その他本来の用途に供していない施設等遊休施設を有効活用するものであること
- 地域で取り組む農泊の推進に資する用途に供する改修であること
- 地域に所在する既存の施設との調和を図り、また当該施設と連携して地域で取り組む農泊を推進するよう一体的な事業実施計画であること
- 改修後の対象施設について、自然環境や地域の景観に配慮したものであること

- 改修後の対象施設について、文化、歴史等の地域の特性及び魅力を活かしたものであること
- 対象施設について、市町村が所有権を有し、かつ事業完了後も引き続き市町村が所有権を有すること
- 改修後の対象施設について、主たる用途が宿泊施設であり、かつその施設規模が事業の実施に当たり適正なものであること
- 対象施設から10km以内の地域において、観光客の受入れを主な目的とした事業実施計画に含まれない宿泊施設が存在しないこと

< ハード対策 >

施設整備事業（農家民泊経営者等実施型）

【農家民泊経営者等^{※1}が事業を実施する場合】（事業実施期間：1年間）

営んでいる宿泊施設をより快適な施設に改修して宿泊客を満足させたい。



広くて落ち着ける寝室



大人数でも利用可能で快適な浴室

宿泊施設の質の向上のための整備^{※2}



広くて明るい雰囲気、執務スペースへの改良整備



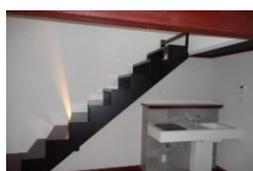
テラスを設置して開放的な空間を創出



十分な広さと照明を備えた寝室



換気設備付きの快適な調理室



洗面台の増設



男女別のトイレ

旅館業法に基づく営業許可取得のための整備^{※2} **注目!**

（自治体により設備基準が異なります）



定員に応じた規模、換気設備を有したトイレ



排水性を有した厨房

※さらに1経営者あたり**最大100万円**（定額）までの助成を受けることが可能

【農家民宿転換促進費】

交付率：1/2

交付上限

1経営者あたり
1,000万円（国費）

経営者が複数の場合は
1地域あたり
5,000万円（国費）

事業の実施にあたっては、「地域協議会の設立」、「地域協議会における中核法人の設立」、「宿泊、飲食、体験の提供体制」がすでに整っていることが必要

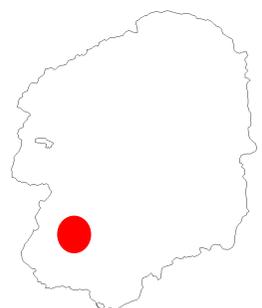
- ※1 (1) 「農家民泊」とは、無償で居宅等に旅行者を宿泊させ、体験料を徴収して宿泊体験及び農林漁業体験を提供するもので、農家民泊を営む者を「農家民泊経営者」としています。
 (2) 「農家民泊経営者等」とは、農家民泊経営者、旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けて宿泊を提供する者、住宅宿泊業法に基づく届出を行って宿泊を提供する者、及び農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に基づく農林漁業体験民泊事業者の登録を行って必要な役務を提供する者としています。
- ※2 (1) 施設整備事業（農家民泊経営者等実施型）は以下の分類となります。
 ① 旅館業法に基づく営業許可取得に最低限必要な整備 ② 宿泊施設の質の向上のために必要な整備
 ・ ①については旅館業法の営業許可の取得のために最低限必要となる設備の改修に必要な費用への助成であり、農家民泊経営者のみが支援対象となります。
 ・ ②については、個人旅行者の増加に結びつくような内装など、宿泊施設の質の向上に資する改修に要する費用への助成であり、農家民泊経営者等すべてが支援対象となります。

さのアグリツーリズム推進協議会 (旧)佐野農業協同組合

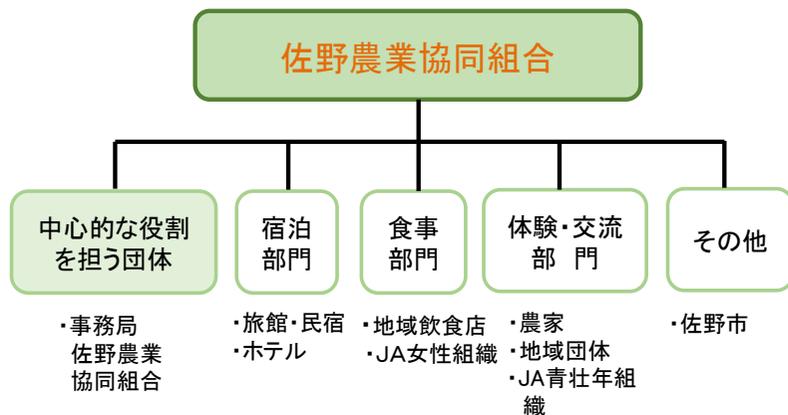
[栃木県佐野市]

- 農泊の取組により、市北部の中山間地域への観光客の誘致を図る。
- 地域内連携体制の確立により滞在型回遊コースの造成を図る。
- ムスリムインバウンドへの積極的な受入に取り組む。

栃木県佐野市



【実施体制】



- 中心的な役割を担う団体**
 - ・事務局 佐野農業協同組合
- 宿泊部門**
 - ・旅館・民宿
 - ・ホテル
- 食事部門**
 - ・地域飲食店
 - ・JA女性組織
- 体験・交流部門**
 - ・農家
 - ・地域団体
 - ・JA青壮年組織
- その他**
 - ・佐野市

※H31年3月 さのアグリツーリズム推進協議会設立

【特徴的な取組】

- インバウンドを促進する取組(ムスリム対応への取組)
- 幅広い業種との連携により、滞在型回遊コースの造成および実証実験への取組



キックオフ会議の開催



ムスリム対応への取組

【取組内容】

- 交流拠点戦略(観光ランドデザイン)の策定の実施。
- 各種会議の開催。
- 地域資源調査実施及びワークショップの開催。
- 観光コンテンツ研修会、安全管理研修会の実施。
- 地域連携体制の整備の実施。
- SNSを活用した情報発信活動の実施。
- モニターツアーの実施。



首都圏からのモニターツアー



インバウンドモニターツアー

インバウンド対応状況 (青：対応)

Wi-Fi	洋式トイレ	キャッシュレス	外国語HP	外国語案内表示	外国語ネット予約

【採択年度】
平成29年度
【事業実施期間】
平成29～30年度



各種PR商材の作成

大井川農泊推進協議会 (旧)大井川農業協同組合

〔静岡県島田市・川根本町〕

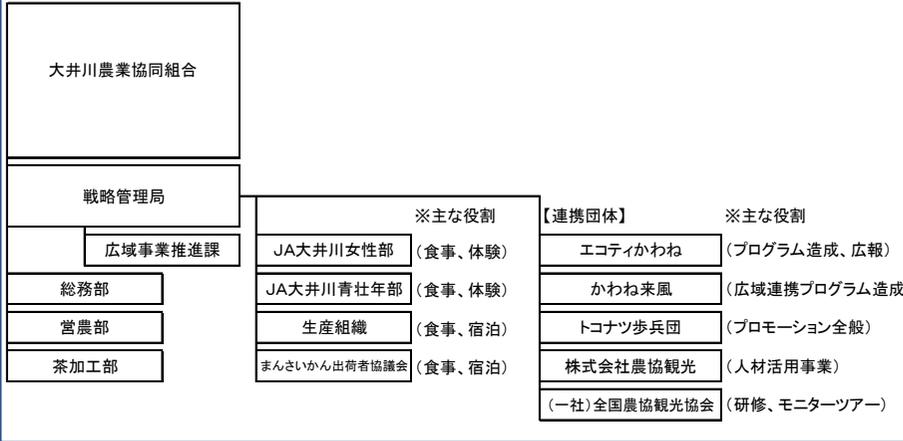
- 島田市の内陸フロンティア推進地区として指定された地区内での「R473賑わい交流拠点構想」の実現(2020年OPEN予定)に向けた取組みで連携している団体・組織とともに、農泊ビジネスを持続可能な産業とするための取組みを推進する。
- 特に、農業体験プログラムの拡充、地域素材を活かした特産品の開発及び既存農産加工品のブラッシュアップに注力し、交流人口の増加と連動した地域農業振興を図り、農業者の所得を向上させる。
- 国内外の団体来訪者の滞在動機を促す地域観光コンテンツを開発し、宿泊を伴う着地型ツアーを造成して販売する。

静岡県島田市・川根本町



【実施体制】

【事業実施主体】



【採択年度】
平成30年度

【事業実施期間】
平成30～令和元年度

【特徴的な取組】

- マーケティングに基づく商品開発や販路開拓等の出口戦略を見据えた方策や実務の提供を勉強し、お茶を中心に地域農産物を使用したお土産品または、飲食メニューを開発する。
- 民泊の最新情報から新規開設方法に関する知識を身に付け、地域内の新規開業を見込む方を勧誘して、地域内の民泊開業数を拡大する。
- 国内外の教育旅行・企業視察向けのパンフレットを作成し、営業活動及び商談会・イベント等で活用して誘客につなげる。



大井川鐵道とSL

蓬萊橋(ギネス認定)



お茶の淹れ方教室

お茶摘み体験

田植え体験

【取組内容】

- 体制整備
 - ・ヒアリング調査(合意形成)
 - ・リスクマネジメント研修会
 - ・先進地視察研修
 - ・農家民宿・民泊に関する勉強会
- 着地型商品の造成
 - ・特産品開発に関する勉強会
 - ・地域資源調査実施
 - ・体験メニュー造成に関する勉強会
 - ・モニターツアー実施
- インバウンド対応の強化
 - ・インバウンド受入の推進に関する研修会
- 情報発信・PRの強化
 - ・ウェブサイト、パンフ等のラフ案の検討



ヒアリング調査



メニュー造成勉強会



モニターツアー

インバウンド対応状況 (青：対応)

Wi-Fi	洋式トイレ	キャッシュレス	外国語HP	外国語案内表示	外国語ネット予約

田尻地域渚泊推進協議会 (旧)田尻漁業協同組合

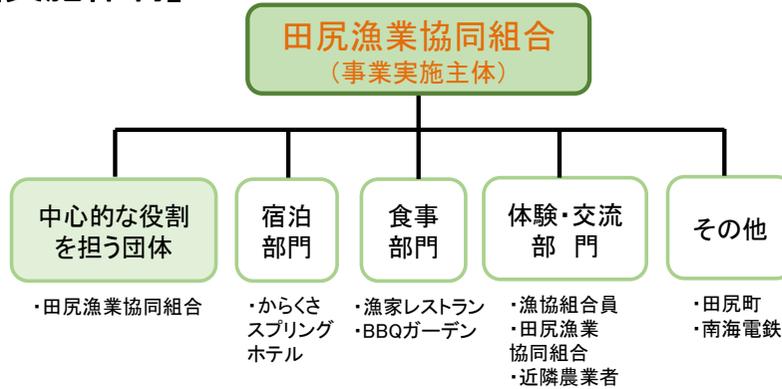
〔大阪府泉南郡田尻町〕

- 関西国際空港に近く、周辺における宿泊施設の増加に伴い、国内外の観光客も増加傾向。これらの観光客を周年安定して呼び込むため、既存BBQガーデンに開閉式囲いを整備、漁業体験とセットで海産物を提供。
- 海鮮BBQのみならず、本格的な漁家レストランも展開することにより、地元農水産物の消費拡大で所得の向上を図る。また、加工品の開発、お土産物等の直売所としての機能も充実させることを目的とする。

大阪府田尻町



【実施体制】



【採択年度】
平成29年度

【事業実施期間】
平成29年度

【特徴的な取組】

- 既存施設では冬場(12~3月)及び荒天時はBBQの営業できなかつたが、囲いを設置することにより周年営業を実現。
- 試験的に取り組んでいるカキ養殖の産品によるカキ小屋事業を冬場の目玉プランとして展開。



整備した開閉型BBQ施設

【取組内容】

- 地域に滞在する訪問客の増加から、気候や天候に左右されない快適な新・開閉型BBQ施設を整備することにより、周年営業を可能とする。
- BBQと漁業体験をセットで提供することにより、地元農水産物の消費拡大及び漁業者の所得向上を図る。
- インバウンドに対しては、旅程などの動向を把握たうえで需要を想定し、外国人がよく見るWebページでのPR、関西国際空港や主要駅でのPR等、戦略的な広報を行う。



海鮮BBQ



漁業体験

インバウンド対応状況 (青：対応)

Wi-Fi	洋式トイレ	キャッシュレス	外国語HP	外国語案内表示	外国語ネット予約



漁協の朝市



漁港の風景